

国都総第985号
令和2年3月6日

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣
赤羽 一嘉



明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画について

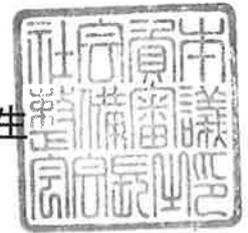
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第4条第2項に基づき奈良県知事から令和2年2月21日付け南東振第65号をもって協議のあった「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」について、同条第4項に基づき同意するにあたり、貴審議会の意見を求める。



国社整審第59号
令和2年3月11日

都市計画・歴史的風土分科会
分科会長 中井 検裕 様

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生



明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画について

令和2年3月6日付国都総第985号により当審議会に意見を求められた「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき、当審議会都市計画・歴史的風土分科会に付託します。



国社整審(都)第 19 号
令和 2 年 3 月 1 1 日

歴史的風土部会
会長 池邊 このみ 様

都市計画・歴史的風土分科会
会長 中井 検裕



明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画について (付託)

令和 2 年 3 月 1 1 日付国社整審第 5 9 号により当分科会に付託された「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」については、社会資本整備審議会運営規則第 9 条第 2 項の規定により、当分科会歴史的風土部会に付託します。